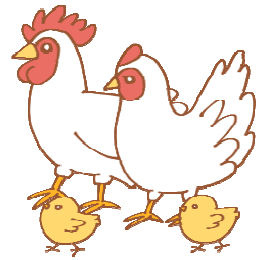


こんにちは 家畜保健衛生所です



国外・国内における 高病原性鳥インフルエンザウイルスの動向について

今年の夏期、野鳥の営巣地であるロシア・アラスカにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生が確認されています！
そのため、渡り鳥によってウイルスが国内に持ち込まれるリスクが高くなっています！！

渡り鳥の南下が本格化する本年の10月以降、ハンガリー・ドイツ等の欧州およびインドにおいて、高病原性鳥インフルエンザの発生（H5N8亜型）が継続的に確認されています（ドイツ・オーストリア等では、多数の野鳥の死亡が確認されています）。

また、隣国の韓国においても、10月末に回収された野鳥の糞便よりH5N6亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

そのような状況下、11月7日に北海道標津郡中標津町で回収されたオオハクチョウの死体一羽より、A型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されました。

また、11月15日に秋田県秋田市で飼育されていたコクチョウの死体一羽についても、A型鳥インフルエンザウイルスの簡易検査において陽性反応を示しました。

* いずれについても高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査はこれから実施されます。（確定検査には1週間程度かかります）

現在、検査結果が判明するまでの事前対応として、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

（検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されない場合、監視は解除されます。）

農場内にウイルスを侵入させないためにも、
引き続き**飼養衛生管理基準の遵守の徹底**をお願いします。

渡り鳥の飛来が本格化する時期を迎えた今、家きん飼養農家を始めた畜産関係者が連携して、ウイルスの農場内侵入を防ぎましょう！！

★各農場では再度、以下のことに留意してください！★



- ① 関係者以外の立入禁止
- ② 防鳥ネットの破損や屋根と壁のすき間等を補修
- ③ 鶏舎周辺への消石灰の散布
- ④ 車両および靴底の消毒の徹底
消毒薬は定期的に交換
- ⑤ 鶏の飲み水(※)の適切な消毒
※水道水以外を使用の場合



★次の症状を発見した場合は

すぐに家畜保健衛生所にご連絡ください

・死亡率の増加

・鶏冠・肉垂等のチアノーゼ

・沈うつ

・産卵率の低下



家畜保健衛生所業務第一課

0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課

0745-62-2440

※つながらなければ、県庁守衛室(0742-22-1001)をお願いします